

不妊症・不育症治療費助成

不妊症・不育症の治療を行っているご夫婦に対し、治療費の助成を行っています。

◎ 助成対象者

- ① 串間市内に住所のある夫婦で、健康保険に加入している者
- ② 串間市税等の滞納のない者

◎ 助成方法

一旦病院で治療費を全額支払った後、窓口申請して助成金の支給となります。

申請は、治療途中でも行うことができます。

一般不妊治療費の助成は、毎年4月～翌年3月までに支払った自己負担分が対象となるので、年度内に申請を行ってください。



◎ 助成内容

対象治療	助成内容	助成額の上限
一般不妊治療	治療にかかる自己負担額（上限額に達するまで何回でも申請できます。）	医療保険適用治療 1年間に50,000円まで
		医療保険適用外治療 1年間に100,000円まで
特定不妊治療	自己負担額から宮崎県の治療費助成額を差し引いた額 ※宮崎県が行っている治療費助成事業を先に申請してください。	1回の治療で75,000円まで (治療内容によっては37,500円まで)
男性不妊治療		1回の治療で25,000円まで
不育症治療		1回の妊娠期間で40,000円まで

★文書料、入院費、食事代は含みません。

◎ 申請に必要なもの

- ① 住民票（交付後3か月以内のもので夫婦の氏名及び続柄が確認できるもの）
- ② 完納証明書（税務課で発行します。）
- ③ 申請書（対象治療により様式が異なります。）
- ④ 治療受診等証明書（治療を行った病院で証明してもらいます。）
- ⑤ 領収書
- ⑥ 申請者名義の通帳、印鑑
- ⑦ 保険証

★ 特定不妊治療、男性不妊治療、不育症治療の申請には、宮崎県の治療費助成金給付決定通知書が必要になります。

【お問合せ先】 串間市福祉事務所 子育て支援係 72-1123

|